

長野市立小・中学校児童生徒音楽コンクール参加事業補助金交付要綱の一部改正について

1 補助金交付要綱の改正内容

- (1) 補助金の交付の対象となる音楽コンクールに市内で開催される音楽コンクールを加える。
- (2) 補助金の限度額を次のように改める。

改正前	改正後
1 団体当たり音楽コンクールへの参加 1 回につき 35 万円	1 団体当たり音楽コンクールへの参加 1 回につき 35 万円 (全国的な規模の音楽コンクールであって、開催地が北海道、四国、九州、沖縄又はこれらに附属する島であるものその他市長が適当と認めるものに参加する場合にあっては、50 万円)

- 2 適用時期 令和 6 年度の補助金から

長野市立小・中学校児童生徒音楽コンクール参加事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市立小・中学校の児童及び生徒が音楽コンクールに参加する場合に、保護者負担の軽減を図るため、当該参加に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象児童・生徒)

第2 補助金の交付対象となる児童及び生徒は、長野市立の小学校又は中学校に在籍する者であつて、次の各号に掲げる音楽コンクールに参加する者とする。

- (1) こども音楽コンクール東日本優秀演奏発表会
- (2) 全日本吹奏楽コンクール及び東海吹奏楽コンクール
- (3) 中部日本吹奏楽コンクール
- (4) 全日本アンサンブルコンテスト及び東海アンサンブルコンテスト
- (5) 全日本マーチングコンテスト並びにマーチングバンド全国大会、マーチングバンド関東大会及びマーチングバンド東海大会
- (6) 全日本小学生バンドフィスティバル及び東海小学生バンドフィスティバル
- (7) 全日本合唱コンクール及び中部合唱コンクール
- (8) その他これらに準ずる音楽コンクールで、市長が必要と認めるもの

(補助金の対象経費及び補助率)

第3 補助金の交付対象となる経費は、長野市立小・中学校の児童及び生徒の団体が第2各号に掲げる音楽コンクールに参加する場合に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃（有料道路通行料及び駐車料金を含む。）
- (2) 宿泊料
- (3) 食事代
- (4) 練習会場使用料
- (5) 旅行傷害保険料
- (6) 参加負担金
- (7) 楽器運搬料
- (8) 旅行代理店取扱手数料
- (9) 乗務員及び添乗員に要する経費

2 補助率は、前項の経費の2分の1以内とする。ただし、1団体当たり参加1回につき35万円（全国的な規模の音楽コンクールであつて、開催地が北海道、四国、九州、沖縄又はこれらに附属する島であるものその他市長が適当と認めるものに参加する場合にあつては、50万円）を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4 規則第3条に規定する申請書は、長野市立小・中学校児童生徒音楽コンクール参加事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 参加計画書
- (2) 旅行代理店の見積書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、市長が別に定める。

(補助事業の内容の変更等)

第5 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市立小・中学校児童生徒音楽コンクール参加事業変更承認申請書(様式第2号)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市立小・中学校児童生徒音楽コンクール参加事業中止承認申請書(様式第3号)又は長野市立小・中学校児童生徒音楽コンクール参加事業中止・廃止承認申請書(様式第3号)

(実績報告)

第6 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市立小・中学校児童生徒音楽コンクール参加事業実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 実施報告書
- (2) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して14日を経過した日又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第7 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市立小・中学校児童生徒音楽コンクール参加事業補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成3年度分の補助金から適用する。

附 則(令和3年12月28日長野市告示第655号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の長野市立小・中学校児童生徒音楽コンクール参加事業補助金交付要綱第3第2項の規定は、令和6年度分の補助金から適用する。
- 3 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間、必要な補正を加えて、これを使用することができる。